

議案第5号

関市留守家庭児童教室条例の一部改正について

関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月19日提出

関市長 山下清司

提案理由

留守家庭児童教室の使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例

関市留守家庭児童教室条例（平成15年関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2その1の表4月から6月まで及び9月から翌年3月までの項中「3,000」を「2,000」に、「4,000」を「2,500」に、「5,000」を「3,000」に、「6,500」を「3,750」に改め、同表7月の項中「4,500」を「3,000」に、「6,000」を「3,750」に、「7,500」を「4,500」に、「9,750」を「5,600」に改め、同表8月の項中「6,000」を「4,000」に、「8,000」を「5,000」に、「10,000」を「6,000」に、「13,000」を「7,500」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2その1の規定は、令和6年4月以後の月分として徴収される使用料について適用し、同月前の月分として徴収される使用料については、なお従前の例による。